

労働安全衛生法・作業環境測定法改正のあらまし

(令和8年1月1日から段階的に施行)

改正の趣旨

多様な人材が安全に、かつ安心して働き続けられる職場環境の整備を推進するため、個人事業主等に対する安全衛生対策の推進、職場のメンタルヘルス対策の推進、化学物質による健康障害防止対策等の推進、機械等による労働災害の防止の促進等、高年齢労働者の労働災害防止の推進等の措置を講ずるものです。

個人事業主等に対する安全衛生対策の推進

- 個人事業主を含む混在作業において、注文者等が行う安全衛生に係る措置の対象者を個人事業主を含めた作業従事者とした(R8.4.1施行)。
- 個人事業主が、混在作業を行う場合には規格を具備した機械を用意する、必要な特別教育の受講義務等の措置が義務付けられた(R9.4.1施行)。
- 作業場所管理事業者(仕事を自ら行う事業者で、作業場所を管理する者)が、特定の作業を行う際には作業間の連絡及び調整を行う措置が義務付けられた(R9.4.1施行)。

職場のメンタルヘルス対策の推進

- 心理的な負担の程度を把握するための検査(「ストレスチェック」)の実施が、常時50人未満の事業場について義務付けられた(施行日:3年以内の政令で定める日)。

化学物質による健康障害防止対策等の推進

- 通知対象物譲渡者の文書の交付等による通知義務に罰則が設けられた(施行日:5年以内の政令で定める日)。
- 通知事項に変更を行う必要が生じた場合、変更事項の通知が義務付けられた(施行日:5年以内の政令で定める日)。
- 通知対象物譲渡者は通知対象物の成分名が企業秘密である場合、一定の有害性の低い物質に限り、成分名を代替化学名等の通知とすることができる(R8.4.1施行)。
- 化学物質に係る個人ばく露測定について、作業環境測定の一つと位置付け、作業環境測定士等により適切な実施を行うようにした(R8.10.1施行)。

機械等による労働災害の防止の促進等

- ボイラー、クレーン等に係る製造時等検査、製造許可の一部の検査を、民間の登録機関が実施できることとした(R8.4.1施行)。
- 登録機関や検査業者の適正な業務実施のため、不正への対処や欠格要件を強化した(R8.1.1施行)。

高年齢者の労働災害防止の推進

- 高年齢労働者の労働災害防止のため必要な措置を講ずるよう努めることとした(必要な措置については指針が公表される)(R8.4.1施行)。

